

## 第3次補正予算による感染症拡大防止支援金 厚労省が申請方法等を公表

2/28（金）申請締切！

申請方法等詳細、様式等は下記HPより

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_16443.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16443.html)



「令和2年度新型コロナウイルス感染症  
感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」→検索

＜概要＞ ※2月末の申請期限に間に合わない場合、令和3年度実施分の対象となります。補助上限額に達しない場合でも、残金を繰り  
[補助上限額] 越して申請することはできません。令和3年度分での申請もご検

① 診療・検査医療機関	100万円
②①以外の病院・有床診（医科・歯科）	25万円+5万円×許可病床数
③①以外の無床診（医科・歯科）	25万円

[対象期間、対象経費]（令和3年2月28日締切分で申請する場合）

令和2年12月15日から令和3年3月31日までにかかる経費

「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除き、感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象。

[申請期限]

令和3年2月28日（金）（当日消印有効）

2月28日の申請期限に申請が間に合わない医療機関等への対応は令和3年度に実施予定（令和2年度事業の補助を受けた場合、令和3年度実施分では対象外）。令和3年度実施分は、令和3年4月1日からの経費が補助の対象経費となる。申請期間や申請方法等詳細は後日改めて示される。

＜青森県保険医協会（TEL 017-722-5483 FAX 017-774-1326）＞

[対象経費の例] Q&Aより

需用費	日常業務に要する消耗品費（固定資産に計上しないもの） 日常診療に要する材料費（衛生材料、消毒薬など） ※ 直接診療報酬等を請求できるもの以外 換気のための軽微な改修（修繕費となるもの） 水道光熱費、燃料費
役務費	電話料、インターネット接続等の通信費 休業補償保険等の保険料 受付事務や清掃の人材派遣料で従前からの契約に係るもの
委託料	受付事務や清掃の外部委託費で従前からの契約に係るもの 日常診療に要する検査外注費 ※ 直接診療報酬等を請求できるもの以外 既存の施設・設備に係る保守・メンテナンス料
使用料及び賃借料	既存の診療スペースに係る家賃 既存の医療機器・事務機器のリース料

▶二次補正予算による感染拡大防止支援金と同じです

[必要書類]

- ①交付申請書 ※申請する経費の支出が全て終わっているか否かで様式が異なる
- ②申請書の別紙
- ③厚生労働省への請求書
- ④申請する経費に係る領収書等の支出額が分かるもの（写し）※申請する経費の支出が終わっている場合のみ。概算申請の場合は、実績報告時に必要。
- ⑤「診療・検査医療機関（仮称）」であることを証明する書類（都道府県の指定通知書等）※診療・検査医療機関のみ

[提出方法]以下へ郵送してください。

住所：〒119-0397 銀座郵便局留

宛先：厚生労働省 新型コロナウイルス感染症

感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金担当 宛

[申請に関する相談窓口]

厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

電話：0120-336-933（平日9:30～18:00）